

営繕工事における遠隔臨場の試行要領

令和3年7月1日

県土整備部営繕課

(目的)

第1 本要領は、営繕工事における監督員の立会い、協議、検査及び調整（以下「立会い等」という。）に遠隔臨場を試行し、受発注者の作業効率化を図るとともに、施工履歴の管理を行い、契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第2 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 遠隔臨場：ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して立会い等を行うものをいう。
- (2) ウェアラブルカメラ等：ヘルメットや体に装着若しくは着用が可能（ウェアラブル；Wearable）なデジタルカメラ又はモバイル端末をいう。
- (3) 監督員：総括監督員及び主任監督員をいう。

(対象工事)

第3 原則として、県土整備部営繕課が発注する全ての工事を対象とする。

実施の可否は、受注者が工事契約後に監督員と協議を行い、決定するものとする。

なお、遠隔臨場に必要な機器の準備と運用が可能であり、かつ効果の検証及び課題の抽出が期待できる下記に該当する工事は、可能な限り実施に努めることとする。

- (1) 立会い等が必要な工事
- (2) 本試行を実施可能とする通信環境の確保及び映像確認ができる工事
- (3) 事業主管課の承諾を得た工事

(適用の範囲)

第4 本要領は、所定の性能を有する遠隔臨場の機器を用いて、立会い等を実施する場合に適用する。

なお、ウェアラブルカメラ等の機器を用いて、映像と音声の同時配信と双方向の通信を行うことにより、監督員が確認するのに十分な情報を得ることができた場合に、立会い等に代えることができるものとする。ただし、監督員が十分な情報を得られなかったと判断する場合には、受注者にその旨を伝え、立会い等を実施する。

また、ウェアラブルカメラ等の使用は、遠隔臨場だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも効果が期待されることから、受注者の創意工夫等により、自発的に使用することを妨げるものではない。

(施工計画書)

第5 受注者は、遠隔臨場の実施に当たり、施工計画書及び添付資料に次の事項を記載し、監督員の確認を受けなければならない。

(1) 適用種別

本要領を適用する立会い等の項目

(2) 機器構成及び仕様

本要領に基づいて使用する映像と音声に関する機器構成及びその仕様

(遠隔臨場による立会い等の実施)

第6 受注者は、遠隔臨場を行う場合は、以下の作業を実施しなければならない。

(1) 事前準備

受注者は、遠隔臨場の実施に先立ち、実施時間、実施箇所（場所）や必要とする資料等について、監督員等の確認を受けること。遠隔臨場に必要な資料等については、メール等により監督員に送付すること。

なお、監督員等による遠隔臨場の実施時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。

(2) 資機材の確認

受注者は、事前に監督員との良好な双方向通信の環境を確保すること。

また、必要な準備を行い、人員及び資機材等を監督員に提供すること。

(3) 現場の確認

現場における確認箇所の位置関係を把握するため、受注者は実施前に現場周辺の状況を伝え、監督員の確認を受けること。

(4) 実施

受注者は、工事名、工種、確認内容、設計値、測定値、使用材料等の必要な情報について適宜黒板等を用いて表示すること。記録に当たり、必要な情報を冒頭で読み上げ、監督員による実施項目の確認を受けること。

また、終了時には、確認箇所の内容を読み上げ、監督員による実施結果の確認を受けること。

(5) 記録の保存

遠隔臨場の映像及び音声は、記録の保存を要しない。

(効果の把握)

第7 今後の適正な取組に資するため、試行を通じた効果の検証及び課題の抽出について、受注者及び監督員を対象として、アンケート調査を実施するものとする。

(個人情報の取扱い)

第8 工事記録の映像や音声については、以下に留意すること。

(1) 受注者は、被撮影者である当該工事現場の作業員に対して、撮影の目的、用途等を説明し、承諾を得ること。

(2) ウェアラブルカメラ等を作業員に装着させて長時間撮影する場合、作業員のプライバシーに関する情報が含まれる場合があるため留意すること。

(3) 受注者は、施工現場外が可能な限り映り込まないようにすること。

(4) 受注者は、公的ではない建物の内部等一般に見られることが予定されていない場所

が映り込まないようにすること。

(その他)

第9 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。